

## 尼崎市密集市街地の道路空間整備補助金の手引き

狭あいな道路が多いこと等から防災面や住環境面での問題が多い密集市街地において、地域住民の日常生活における利便の向上及び災害時における安全の確保を図るため、狭あい道路に接する土地での新築等に際し、後退用地の道路整備費等の一部を補助します。

## 【概要】

対象区域	防災街区整備地区計画の区域内 (潮江、下坂部川出、浜、今福・杭瀬寺島、戸ノ内町北)
対象道路	対象区域内の未整備かつ道路幅員4m未満の建築基準法第42条第2項に規定する道路又は同法第43条第2項第2号に規定する通路のうち、以下に該当するもの。 ① 地区施設又は地区防災施設に指定されている道路 ② ①以外の公有地を含む道路 ③ 私道のうち、その区域内の方の同意のもと取扱要領に定める道路維持管理協定が締結されている通路 ※ R8.4月時点で締結されている通路はありません
対象者	以下のすべてに該当する個人又は法人。 ① 対象道路に接する土地で新築等を行う建築主 ② 尼崎市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者等でないもの
対象経費	① 道路舗装費(最大道路中心線まで) ② L型街渠及び街渠柵の設置費 ③ 既存の道路舗装(最大道路中心線まで)及び側溝の撤去費 ④ 後退用地部分の分筆測量費
補助金額	市予算の範囲内において、上記の対象経費の実際に要した費用と市が規定する金額より算出した費用のいずれか低い額の2/3以内を補助します。

詳しくは市HPをご覧くださいか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

尼崎市HP「密集市街地の道路空間整備補助金について」

[https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi\\_seibi/kaihatuproject/zigyou/091missyuhousin/1024877.html](https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/tosi_seibi/kaihatuproject/zigyou/091missyuhousin/1024877.html)



お問い合わせ先 尼崎市 都市整備局 都市計画部 都市計画課

電話番号：06-6489-6604 fax：06-6489-6597

メールアドレス：ama-tosikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

【補助金交付申請と並行して必要な手続き】

- ・ 防災街区整備地区計画の届出
- ・ 住環境整備条例に基づく事前協議

補助金交付申請手続きの流れ		提出書類など
事前審査	<p>補助金交付申請前までに</p> <p>事前審査申請</p>	<p>補助金交付事前申請書【様式第1号】</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附近見取図</li> <li>・ 対象道路現況図</li> <li>・ 委任状（必要な場合）</li> </ul>
補助交付申請	<p>工事契約・工事着手の30日前までに</p> <p>補助金交付申請</p> <p>↓</p> <p>【市】書類審査・現地確認</p> <p>【市】補助金交付決定通知</p>	<p>補助金交付申請書【様式第2号】</p> <p>後退用地維持管理誓約書【様式第3号】</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附近見取図、整備計画図、整備断面図</li> <li>・ 現況写真及び撮影報告位置図</li> <li>・ 整備工事見積書の写し</li> <li>・ 委任状（必要な場合）</li> <li>・ その他、市長が必要と認めるもの</li> </ul>
施工	<p>↓</p> <p>補助事業の工事契約・着手は交付決定以降に</p> <p>整備工事の施工</p> <p>↓</p> <p>整備工事の完了</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業完了報告の際に着手前、工事中及び完成後の写真が必要です。<u>工事中の写真は補助に係る数量が確認できるようにお願いします。</u></li> <li>・ 計画に変更が生じる場合には別途変更の申請が必要ですのでご注意ください。</li> </ul>
補助金交付	<p>↓</p> <p>補助事業完了報告書の提出は2月末までに</p> <p>補助事業完了実績報告</p> <p>↓</p> <p>【市】書類審査・現地確認</p> <p>【市】補助金額確定通知</p> <p>↓</p> <p>請求書の提出は4月末までに</p> <p>請求</p>	<p>補助事業完了報告書【様式第14号】</p> <p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成図</li> <li>・ 着手前、工事中及び完成後の写真</li> <li>・ 工事請負契約書の写し</li> <li>・ 登記簿等の写し （補助対象経費に分筆測量費用を含む場合）</li> <li>・ 領収書等の写し</li> </ul> <p>補助金交付請求書【様式第17号】</p>

## 1 事前審査について

本制度を受ける場合は、補助金申請の前に事前審査が必要です。

### 【事前審査に必要な資料】

- ・ 補助金交付事前申請書（様式第 1 号）
- ・ 附近見取図
- ・ 対象道路現況図（別添 1 参照）
- ・ 委任状（代理者による申請の場合）

## 2 補助金交付申請について

補助金交付申請に係る部分の工事契約・工事着手予定日の 30 日前までに、申請が必要です。（事前に事前審査を受けている必要があります）

補助対象年度の 2 月末日までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、申請することができない可能性がありますのでご注意ください。

申請後、書類の審査及び現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書により通知します。

### 【補助金交付申請に必要な資料】

- ・ 補助金交付申請書（様式第 2 号）
- ・ 後退用地維持管理誓約書（様式第 3 号）
- ・ 附近見取図
- ・ 整備計画図、整備断面図（別添 2 参照）
- ・ 現況写真及び撮影方向位置図
- ・ 申請に係る部分の工事見積書の写し
- ・ 委任状（代理者による申請の場合）
- ・ その他、市長が必要と認めるもの

### 【補助限度額表】

補助項目	単位	補助限度額単価
道路舗装整備（路盤込み）	m <sup>2</sup>	7,600 円
道路舗装整備（路盤除く）	m <sup>2</sup>	5,500 円
既存道路舗装の撤去（アスファルトのみ）	m <sup>2</sup>	2,800 円
L 型街渠設置	m	36,000 円
既存の側溝撤去	m	1,800 円
現場打ち街渠柵設置	箇所	314,000 円
分筆測量	式	131,000 円

※すみ切りの有無による舗装の補助対象範囲の考え方は、別添 3 参照

【数量の算出】

数量					
種別	単位	補助金額算出時の有効數位		面積等算出時の有効數位	
		數位	まるめ	數位	まるめ
道路舗装	m <sup>2</sup>	少数位以下	少数位以下	少数位以下	少数位以下
L型街渠設置	m	1位止	2位切捨	1位止	2位切捨
現場打ち街渠柵設置	箇所	整数位止	整数位以下切捨	整数位止	整数位以下切捨

【道路舗装の仕様】

道路舗装はアスファルトをお願いします。また、既存の側溝等が後退用地内に存する場合は原則撤去をお願いします。

【L型街渠及び街渠柵の仕様】

L型街渠は、道路後退境界線に沿って道路側に整備してください。仕様は原則、下図のとおりとしますが、他の仕様とする場合は尼崎市住環境整備条例施行規則開発基準・技術基準によるものとし、道路課などの関係課と十分に調整してください。また、歩車道境界ブロックは段差の少ない乗入タイプとしてください。

街渠柵の仕様や設置位置についても、尼崎市住環境整備条例施行規則 開発基準・技術基準によるものとし、道路課などの関係課と十分に調整してください。

L型街渠の断面図



街渠柵の断面図

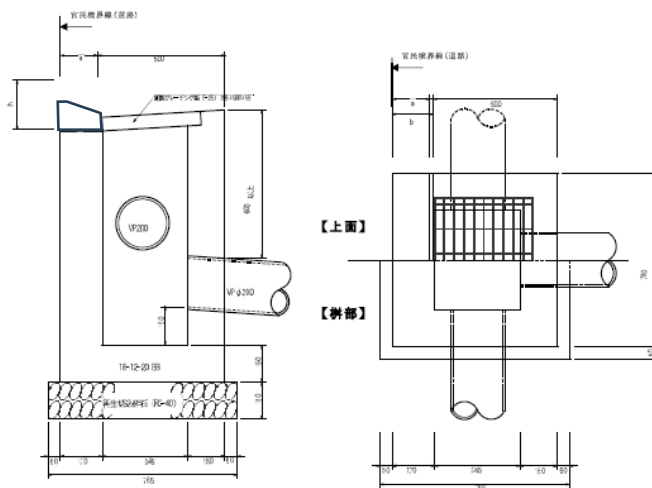


図 2-7

### 3 補助金完了実績報告について

工事が完了した際には、その旨をご報告ください。補助対象年度の2月末日までに報告が必要です。

書類審査や現地調査によって、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。

#### 【完了報告に必要な資料】

- ・補助金完了実績報告書（様式第14号）
- ・完成図
- ・着手前、工事中及び完成後の写真
- ・補助申請部分の工事請負契約書の写し  
※工事請負契約書の写しが添付できない事情がある場合は、発注書の写しなど、工事期間及び工事内容の項目が分かる書類をご提出ください。
- ・（補助対象経費に分筆測量費用を含む場合）登記簿等の写し  
※登記簿の写しが添付できない事情がある場合は、登記申請書及び図面の写しが必要です。
- ・領収書等の写し  
※領収書の写しが添付できない事情がある場合は、請求書の写し或いは振込明細書の写しが必要です。  
※完了実績報告の際に上記の領収書等の提出が間に合わない場合、補助金の請求の際に領収書等遅延理由書（様式第15号）の提出が必要です。

### 4 補助金の請求及び交付について

補助金額確定通知書を受け取った後、補助対象年度の翌年度の4月末日までに交付請求してください。

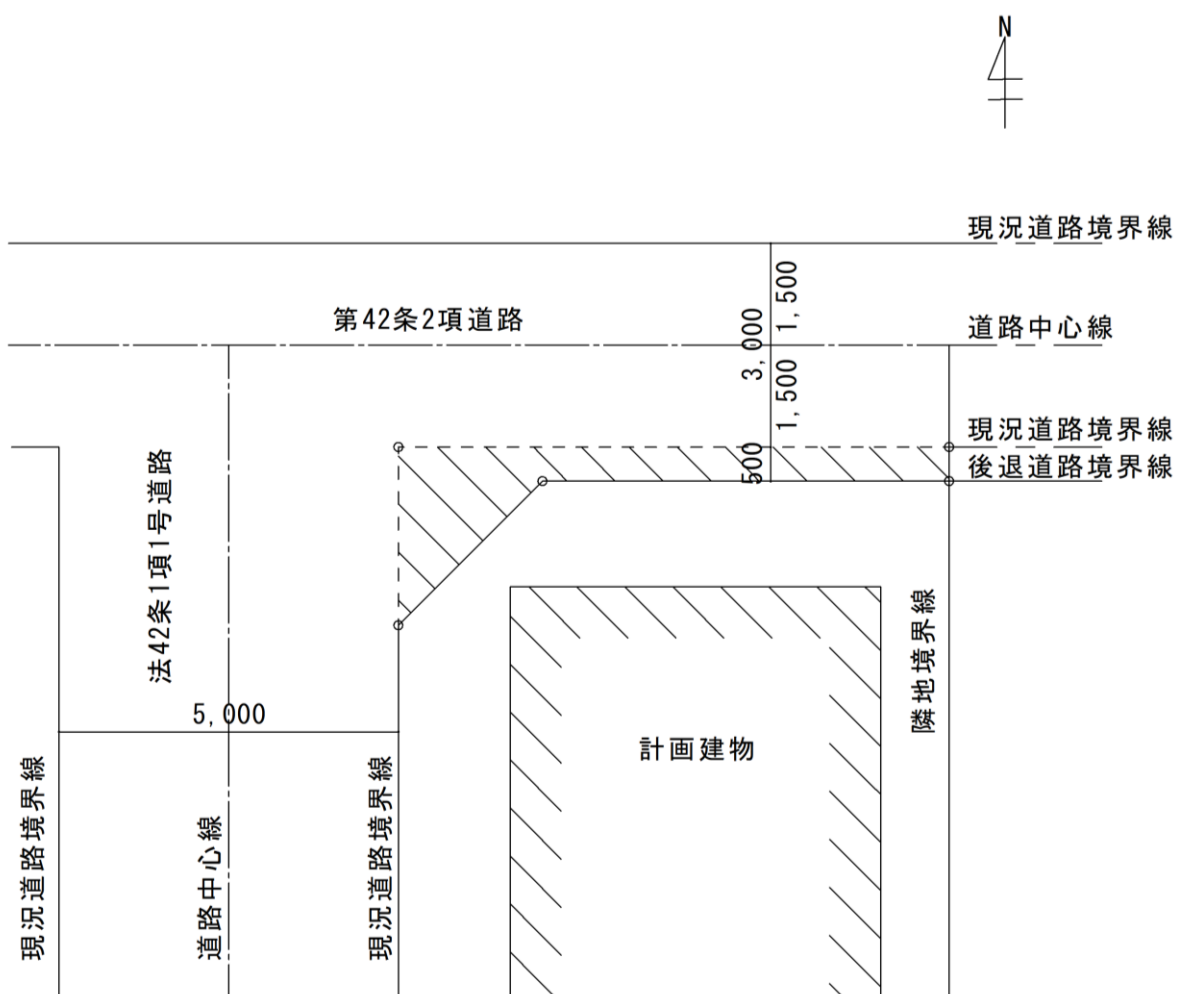
請求があった場合、正当な請求日から30日以内に口座振替により交付します。

#### 【補助金の請求に必要な資料】

- ・補助金交付請求書（様式第17号）

以上

【対象道路現況図 作図例】

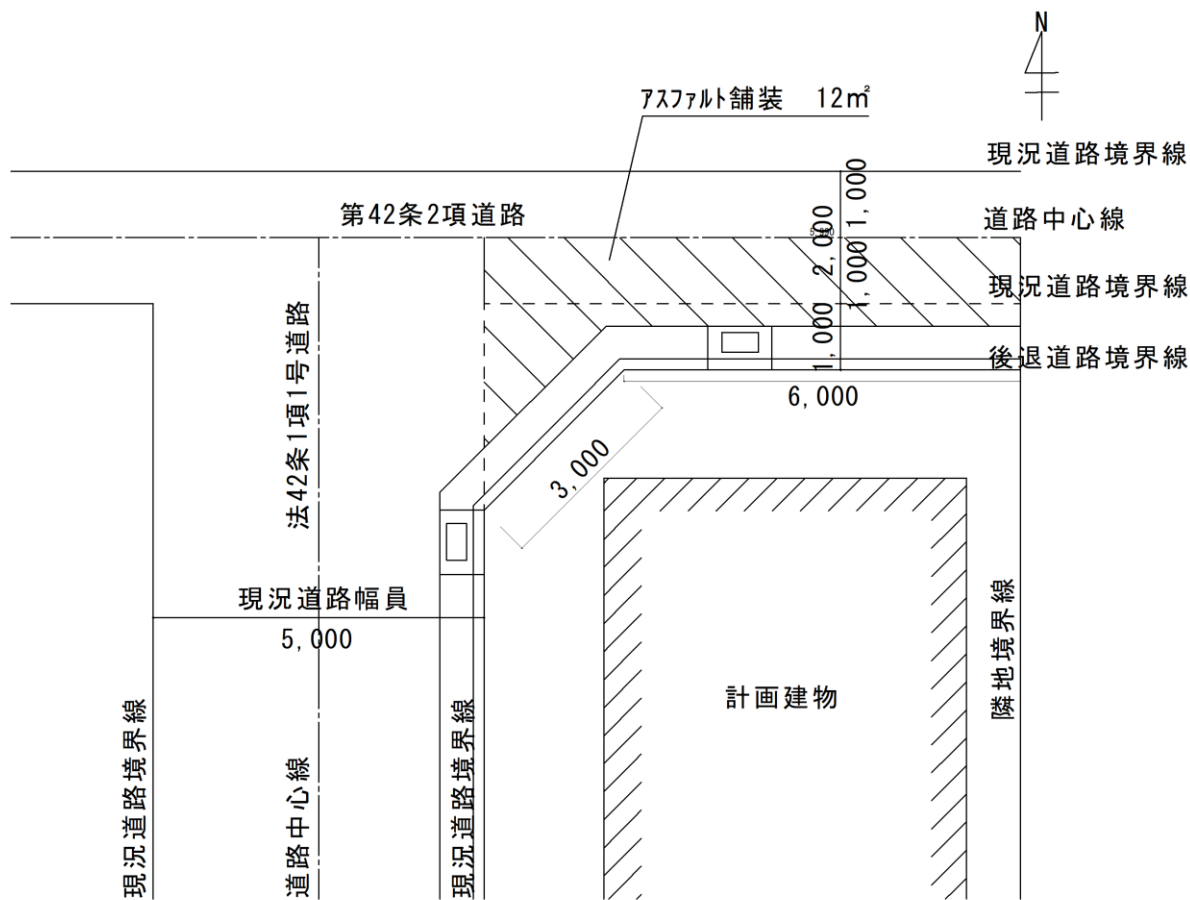


◎記入が必要な内容

- ・ 現況道路幅員、道路種別
- ・ 境界線（敷地・現況道路・後退道路）
- ・ 道路中心の位置
- ・ 後退用地の範囲

道路現況図 1/100

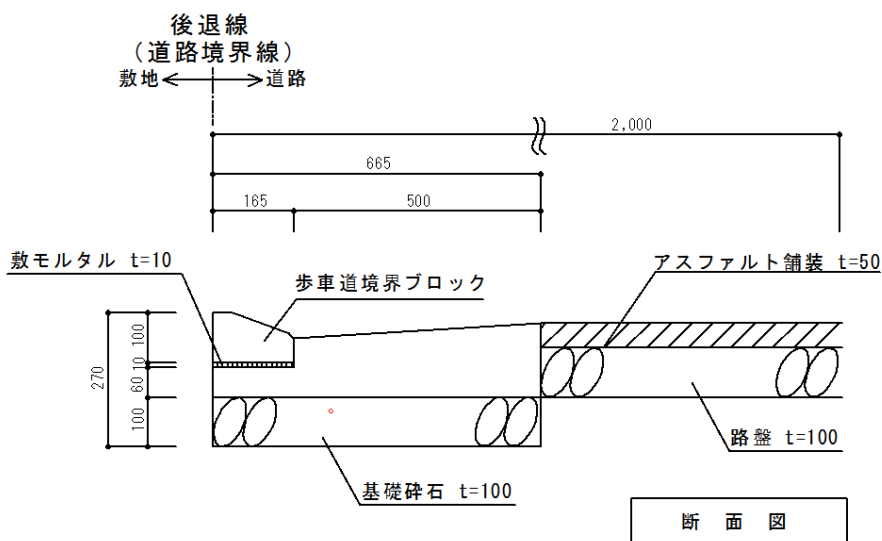
【整備計画図・断面図 作図例】



整備計画図 1/100

◎ 記入が必要な内容

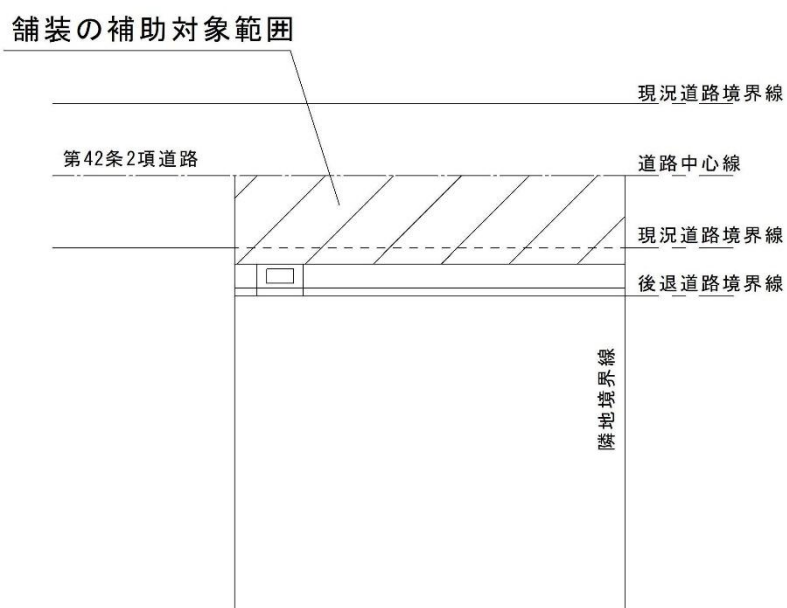
- ・ 申請に係る整備の範囲、仕様、寸法
- ・ 現況道路幅員、道路種別
- ・ 境界線（敷地・現況道路・後退道路）
- ・ 道路中心の位置



断面図

【道路舗装の範囲例】

(1) すみ切りなし



(2) すみ切りあり

